

地方自治法施行令第167条の2第1項第3号により予定している令和8年度随意契約について、四万十市契約規則第25条の2第1項の規定に基づき公表いたします。

随意契約締結予定の状況

令和8年3月30日現在

契約の名称	契約の概要	契約相手の選定基準 及び決定方法	契約締結予定日	その他(申請方法等)
四万十市保健センター 内外清掃業務委託	四万十市保健センターにおける内 外清掃業務	地方自治法施行令第167条の2第 1項第3号に規定する団体 随意契約	令和8年4月1日	障害者等の社会参加や生きがいの確保等を図りつつ、安価に業 務を受注できる団体で、契約を希望する場合は西土佐総合支所西 土佐保健分室(52-1132)へお問い合わせください。
高齢者配食サービス事 業委託	高齢者に対する配食サービスの 提供業務	地方自治法施行令第167条の2第 1項第3号に規定する団体 随意契約	令和8年4月1日	障害者等の社会参加や生きがいの確保等を図りつつ、安価に業 務を受注できる団体で、契約を希望する場合は西土佐総合支所西 土佐保健分室(52-1132)へお問い合わせください。
入田ヤナギ林等整備業 務委託	四万十観光地等における整備業 務(入田ヤナギ林)	地方自治法施行令第167条の2第 1項第3号に規定する団体 随意契約	令和8年6月1日	障害者等の社会参加や生きがいの確保等を図りつつ、安価に業 務を受注できる団体で、契約を希望する場合は観光商工課(34- 1783)へお問い合わせください。